

小浜市お試し体験住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県外から本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が本市の風土および本市での日常生活を体感するために居住する住宅（以下「お試し体験住宅」という。）の整備およびその使用に関し必要な事項を定めることにより、本市への移住の推進を図り、もって本市への人口の流入を促進することを目的とする。

(お試し体験住宅)

第2条 お試し体験住宅は、移住検討者に対し、本市の風土および本市での日常生活を体感するために居住する住宅として、一定期間使用させるものとする。

2 お試し体験住宅の名称および位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|---------|-------|
| お試し体験住宅 | 小浜市中井 |

(使用の資格)

第3条 お試し体験住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小浜市に移住を検討する者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- (3) 第9条に掲げる事項を遵守することができる者

(使用の申込み)

第4条 お試し体験住宅を使用しようとする移住検討者は、原則として使用開始を希望する日の2週間前までに小浜市お試し体験住宅使用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、お試し体験住宅の使用を許可したときは、当該申込書を提出した移住検討者に対し、小浜市お試し体験住宅使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用の開始)

第6条 前条の許可書の交付をもって、許可書の交付を受けた移住検討者（以下「使用者」という。）は、申込書に記載した使用目的に供するための住宅として、使用開始日からお試し体験住宅の使用を開始することができる。

(使用期間)

第7条 お試し体験住宅を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、原則2週間以内とする。

2 使用期間は、8月10日から8月16日までおよび12月29日から翌年の1月5日までの日を除いた日とする。

(使用料等)

第8条 お試し体験住宅の使用に伴う飲食費ならびに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具およびお試し体験住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、お試し体験住宅およびその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、または自らが暴力団員として使用しないこと。
- (3) 第三者に対し、お試し体験住宅もしくはその敷地を転貸し、もしくは使用させないこと。
- (4) 留守時または就寝時には、必ず施錠すること。
- (5) お試し体験住宅（備付けの設備および器具を含む。第14条において同じ。）を適切に取り扱うこと。
- (6) 火災および盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (7) 清掃、除草および除雪を適宜行うこと。
- (8) ごみを適切に処理すること。
- (9) お試し体験住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を得ること。
- (10) お試し体験住宅の増築もしくは改築または模様替をしないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、お試し体験住宅を適切に管理し、および住環境を整備すること。

(行為の禁止)

第10条 使用者は、お試し体験住宅およびその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業または営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示または配布
- (5) 政治活動または宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築または工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し体験住宅の使用にふさわしくない行為

(使用の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。
- (2) 前2条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、または使用の許可が取り消されたときは、直ちに、お試し体験住宅およびその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し体験住宅およびその敷地を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容および方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、使用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第13条 市長は、お試し体験住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し体験住宅およびその敷地に立ち入らせることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、お試し体験住宅を汚損し、損傷し、滅失し、または紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 お試し体験住宅およびその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し体験住宅およびその敷地内で発生した事故に対しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、お試し体験住宅の使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。